

「病原体を保有していないこと」の確認方法について

感染症病名	感染者の状態	抗菌薬	陰性を確認する菌検査時期
腸管出血性 大腸菌感染症	患者	投与有	服薬中と服薬中止後 48時間以上 経過した時点での 連続2回 。
		無	24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。
	無症状病原体保有者	—	1回 の検便。
コレラ及び 細菌性赤痢	患者	投与有	服薬中止後 48時間以上 経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。
	無症状病原体保有者	投与有	服用中止後 48時間以上 を経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。
		無	病原体保有確認後 48時間以上 を経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。
腸チフス及び パラチフス	患者	投与有	発症後 1ヶ月 を経過していて、抗菌薬の服薬中止後 48時間以上 を経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続3回 の検便。尿中に病原体が検出されている時も同様。
	無症状病原体保有者	投与有	服薬中止後 48時間以上 を経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続3回 の検便。尿中に病原体が検出されている場合も同様。
		無	病原体保有確認後 1ヶ月以上 経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続3回 の検便。尿中に病原体が検出されている場合も同様。
ジフテリア及び ペスト	患者	投与有	服薬中止後 24時間以上 経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。 ジフテリアの場合は咽頭ぬぐい液、ペストの場合は喀痰（肺ペスト）、分泌液（腺ペスト）又は血液（敗血症ペスト）による。
	無症状病原体保有者	投与有	服薬中止後 24時間以上 経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。 ジフテリアの場合は咽頭ぬぐい液、ペストの場合は喀痰（肺ペスト）又は分泌液（腺ペスト）による。
		無	病原体保有確認後 24時間以上 を経過した後に 24時間以上 の間隔を置いた 連続2回 。 ジフテリアの場合は咽頭ぬぐい液、ペストの場合は喀痰（肺ペスト）又は分泌液（腺ペスト）による。
急性灰白髄炎 （ポリオ）	—	—	急性期症状消失後、 48時間以上 の間隔を置いた 2回 の検査。 便及び咽頭ぬぐい液からのウイルス分離による。
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱	—	—	急性期症状消失後、 1週間以上 の間隔を置いた 2回 の検査。 下記検体全てにおけるウイルス分離による。 但し、発病後の期間が下記（ ）の日数を越えた場合は 1回 の検査でよい。 ・ラッサ熱：血液（16日）、咽頭ぬぐい液（24日）、尿（32日）、脳脊髄液（14日）、胸水（14日） ・エボラ出血熱：血液（8日）、精液（61日） ・マールブルグ病：血液（7日）、咽頭ぬぐい液、尿、便、精液、前房水（80日） ・クリミア・コンゴ出血熱：血液（9日）、咽頭ぬぐい液